

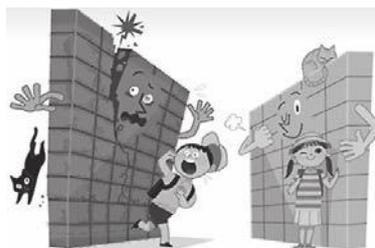
災害に備えるための補助事業のお知らせ

～建築物関係～

近年、各地で発生している豪雨災害や地震災害に強いまちづくりを目指して、市では『ブロック塀等の撤去工事』、『木造住宅の耐震診断や耐震補強工事』、『土砂災害特別警戒区域内住宅の災害対策』にかかる費用の補助をしています。

【ブロック塀等の撤去工事補助】 ※令和2年度から3年間の限定事業

- ・道路や学校、公園等に面している、敷地面からの高さが60cm以上で長さ2m以上のブロック塀等で、安全対策が必要と確認されたものを撤去または一部を撤去する工事が対象です。
- ・撤去するブロック塀等の長さ1m当たり2万円を乗じた額の半分と撤去工事費用（税抜額）の半分のうち低い方で、上限を20万円として補助します。



【木造住宅耐震診断】 **無料**

- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅の耐震診断を行います。
- ・費用は無料です。
- ・診断結果のご報告と、耐震補強が必要であると診断された場合は、耐震補強にかかる概算費用を算出します。



耐震性が高い



耐震性が低い

【木造住宅耐震補強工事補助】

- ・耐震補強が必要であると診断された住宅の耐震補強工事が対象です。
- ・工事費用（税抜額）が120万円以下の場合はその61.5%、120万円を超える場合は60万円に加え、工事費用（税抜額）の11.5%を補助します。
- ・簡易補強の場合は84万円、一般補強の場合は101.9万円が補助の上限額です。

【土砂災害特別警戒区域内住宅の災害対策補助】

- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内での居住用住宅について、建築基準法に沿った建替えや擁壁の整備工事が対象です。
 - ・工事費用（税抜額）の3分の1で、上限を112万円として補助します。
- ※レッドゾーンは、インターネットサイト『[ぎふ山と川の危険箇所マップ](#)』で確認できます。



工事等には日数を要するため、早めにお申し込みください。その他、ご相談等は建設部都市住宅課までお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】建設部都市住宅課 ☎67-1814